

車両通学・駐車場利用ルール

これは、安全で快適なキャンパスライフのために、金沢学院大学・金沢学院短期大学・大学院生のみなさんが車両(自動車、バイク、自転車)で通学し、大学構内の駐車場を利用するためのルールをまとめたものです。必ず内容を確認し、ルールを守って利用してください。

1. 車両通学(自動車・バイク・自転車)共通の基本ルール

車両通学を希望する学生は、車種に関わらず、まず学内ポータルサイト(Campusmate など)の通知に従って「車両通学届」を提出する必要があります。

車両の種類	必須の保険加入条件	共通の守るべき条件
全車両(自動車・バイク・自転車)	各車両に定められた保険に加入	交通法規・ルールを厳守する。 ・学校へ登録した車両であること。 ・違法改造していない車両であること。
自動車	対人補償:無制限、対物補償: 3,000万円以上の任意保険	
バイク	自賠償保険に加入	登録時:免許証・自賠償のコピーを学生部に持参が必要。
自転車	自転車損害賠償保険に加入(金沢市の条例)	

2. 自動車で構内駐車場を利用する場合(駐車許可証が必要)

構内への駐車は、別途「学校構内駐車許可証」が必要です。駐車を希望する学生は、学生部にある「車両通学届」の提出に加えて、以下の選考条件を満たす必要があります。

○駐車許可証の選考条件

- ・ 原則 2 年生以上であること。
- ・ 指定された任意保険(対人:無制限、対物:3,000万円以上)に加入していること。
- ・ 車種の登録をしており、違法改造をしていない車両であること。
- ・ 本学が指定する交通安全講習会を受講していること。

○選考と許可証の交付

1. 「車両通学届」を提出する。
2. 選考条件を満たした学生は、**現住所が遠方の学生から優先的に選考**されます。
3. 選考後、所定の申請書を提出し、「学校構内駐車許可証」の交付を受けます。

○駐車登録料

- 年間:10,000 円
- 半期:5,000 円
- **【注意】** 自己都合による途中解約や、大学側からの許可取消しがあっても、**登録料の返金はありません。**

許可の有効期間と冬期間の注意

- 有効期間:4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで。
- 冬期間:通学を禁止したり、制限したりする場合があります。**冬用タイヤは必ず装着**してください。

○利用時のルール

- 入構時には**駐車許可証を必ず提示**してください。
- 駐車中は、許可証を外から見えるように提示し、指定された場所に駐車してください。

許可証が発行されない・取り消される場合

- 構内交通ルールに違反した場合。
- 大学近辺で**無断駐車・違法駐車**などの迷惑行為を行い、大学の名誉を傷つけた場合。

※すでに許可証を受けている場合、直ちに返還しなければなりません。

3. 🏍️ バイク通学のルール

バイク通学をする学生は、「車両通学届」を提出し、**学生部からの指示に従って発行された登録シール**をバイクの所定の位置に貼付する必要があります。

- **積雪・凍結時には、バイク通学は禁止**されます。

4. 📞 事故が発生した場合の措置(重要)

学内・学外を問わず、自動車(バイクを含む)の運転や同乗者に関わる事故が発生した場合は、以下の措置を直ちに実行してください。

1. 負傷者の救護、道路における危険防止、警察への通報など必要な措置を講じる。
2. 発生場所の学内外を問わず、直ちに担当教員と学生部に報告する。
3. 報告時には、日時・場所、事故の内容、傷害の有無、搬送先病院などとともに、事故証明書を添付する必要があります。
4. 【重要】事故の発生場所が学内外を問わず、本学は一切の責任を負いません。

5. 🚫 違反行為に対する処罰

内規や構内交通ルールに違反したり、以下の迷惑行為を犯した学生は、大学の定める懲戒規則によって処罰されます。

- 学校構内での違法駐車。
- 警備員の指導に対する違反行為。
- 近隣地域及び公道での迷惑駐車など。